

銚子市災害時における協力井戸の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、震災、津波災害、風水害等（以下「震災等」という。）の災害時に供給が困難となるおそれのある生活用水を確保するため、災害時における飲料水以外の生活用水を市民に提供するための井戸（以下「災害時協力井戸」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 市長は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する井戸であって、第5条第1項の規定により申し込みのあった井戸を災害時協力井戸として登録するものとする。

- (1) 市内に所在する電動式、手動式又は電動・手動式併用のポンプ井戸であること。
- (2) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (3) 所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）において継続的に適正な管理がなされること。
- (4) 洗面、洗濯、トイレ洗浄等の生活用水として使用できる水質であること。
- (5) 災害時協力井戸が所在する旨の標識を当該井戸の所有者等の家屋の門、扉、塀等、近隣の住民から認識しやすい場所に表示することについて、当該所有者等の承諾が得られること。
- (6) 市の広報紙又はホームページへの掲載その他広く周知を図ることのできる方法により災害時協力井戸に関する情報を掲載することについて、所有者等の承諾が得られること。

(利用条件の周知)

第3条 市長は、震災等の災害時に災害時協力井戸を利用しようとする者に対し、次

の各号に掲げる事項を周知するものとする。

- (1) 災害時協力井戸の利用は、災害等による断水時に限られること。
- (2) 災害時協力井戸の利用は、所有者等の善意によるものであることに留意し、その意に反する利用をしないこと。
- (3) 所有者等から災害時協力井戸に関する管理運用上の指示を受けたときは、その指示に従うこと。

(維持管理)

第4条 災害時協力井戸の水質検査や維持管理は、所有者等の責任において実施するものとする。

(登録の手続)

第5条 災害時協力井戸として市長の登録を受けようとする所有者等は、銚子市災害時協力井戸登録申込書（別記様式第1号）により申し込むものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申し込みがあったときは、速やかに現地調査を行い登録の可否を決定するとともに、申込者に対し、銚子市災害時協力井戸登録決定（却下）通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(登録期間)

第6条 災害時協力井戸の登録期間は、登録した年度から起算して3か年度とする。

ただし、当該登録期間の満了日までに市長又は登録者のいずれからも異議の申し出がない場合は、さらに1年間その効力を継続するものとし、以後この例によるものとする。

(登録解除)

第7条 市長は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、災害時協力井戸の登録を解除するものとする。

- (1) 登録者から銚子市災害時協力井戸登録解除申請書（別記様式第3号）による申請があったとき。

(2) 第2条に規定する登録要件を満たさなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が災害時協力井戸として適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の場合においては、銚子市災害時協力井戸登録解除決定（却下）通知書（別記様式第4号）により、登録者へ通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。